

■議案第22号 四万十町教育長の勤務時間、休暇及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

【要旨】

教育長は一般職として位置付けられており、地方公務員法第35条の規定により職務専念義務が課せられていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「新法」という。）の施行により特別職として位置付けられ、このことにより、同条の適用から外れることになります。

これに対し、新たな教育長の勤務時間及び職務専念義務が新法に追加され、地方公務員法第35条と同様、条例により勤務時間及び職務専念義務の特例を定めることができることとされたため、新たに条例を制定するものです。

（旧教育長の任期に関する経過措置あり）

【経過措置】

新制度への移行の時期は、新たな教育長が就任した時からとなるため、現教育長の任期の期間中は、この条例は、適用されません。

（現教育長の任期：平成29年5月11日まで）